

の合いのことばになつてゐるわけですか
れども、金利そのものの表面だけを見
れば、確かに日本の金利は高いわけで
あります。しかし、法人の中の企業体
では、金利の付加価値は必ずしもヨー
ロッパより高いとは判定できない面が
出てきておるところに、私たちの言
いたい部分があるのです。それともう一
つは、いまのようななかつこうで、いう
と、どうも証券会社をもうけさせてい
る操作じゃないか、こういうそりしを
免れ得ないと思うのです。数カ月に四
厘引き下げたというのは、過去の例を
探れば高橋藏相時代にあったのです。
こんなに大幅な操作というのはいまま
でかつてなかつた。そのあとで何を
やつたかといえば高橋さんは赤字公債
をやつた。そうすると、公債に対して
は非常に慎重な態度をとっているのだ
けれども、特に低金利の実態で私たち
がふしきに思うのですが、預金利子よ
りも消費物価が進んでいく現状におい
て、低金利政策というものは再考を要
するのではないかといふのが、私たち
の一部の意見でございますが、その点
に関してはどうなんですか。

できるのだというたくましさは、世界に例のない日本の状態でござります。確かに現実にそうでございます。しかし自由化ということを前提にして国際場裏に立っていかなければならぬということを考えますと、諸外国とのハンディはできるだけ少なくしなければならないという原則は何人も否定できないことだと思います。

それから、五ヵ月の間に四厘も引き下げた、こういうことでござりますが、これは赤字公債を出すための地ならしだというような考え方で公定歩合の引き下げを行なったのでは絶対にございません。日本の金利も確かに戦後幾らかずつよくなってきております。戦前で一番公定歩合が下がったのは日歩九厘というときでございます。それから、これは昭和二十二年から三年だと思いますが、一錢というときがござります。それからだんだん高くなつた。開発銀行の金利等は、開発銀行ができるました当時は三錢くらいのときがあったと思います。三錢二厘、三錢、いま特別な法律によるもの等は七分六厘というようなものもございますが、いずれにしても金利は非常に高かつたわけでございます。年一割以上、三錢二厘といふことは一割一分でござります。こういうものがだんだん下がつていきましたし、公定歩合にしても、先ほど申し上げたとおり、年率五分八厘四毛という五分台になつた。こういうことでありまして、金利がだんだん下がっていくということは、これは国際競争場裏に立つていくためには不可欠の問題であるうというふうに考えておるわけでござります。

物価を下げるためにはどうするのか、こういうことになると、結局、企業が合理化され、金利負担もだんだん軽減をされ、良質なものが安価に国民に提供せられるというような前提条件をなんだらかしてやることによって、物価は安定するのです。高い金利でいいのだという考え方にはならないわけでありまして、物価を長期的に安定していくという考え方からすれば、環境の整理、金融の正常化等、各般の施策を進めていくことが絶対的な前提条件であるという考えに立つております。

○石山委員 公定歩合を数カ月の間に四厘方引き下げたけれども、何も赤字公債なんか全然考えていない、ということですが、しかし、預金が低金利になりますと預金しなくなるというのは、これは当然でしょう。そうすると、国の健全な財政というふうなものになると、一つの企業もそのとおりだが、自己財源によつてまかなつていくのが健全だ。しかし、三千億ないし四千億といふふうに積み重なつていかなければならぬ郵便貯金をはじめ、貯金の額が停滞をしたならば、高度経済成長をまかう資金は一体どこから出るか。これは三段論法的に考えてみても、表面的に考えてみても、危険な状態がすぐ出てくるのではないか。しかし、仕事はなさねばならないとするならば、日銀のオーバー・ローンを際限なく続けるか、物価の動きに目をつぶって赤字公債で成長経済を助けるしか方法はないじゃありませんか。

○田中国務大臣　国際金利にさや寄せをしていく、しかも公定歩合を引き下げていくということが、現時点において預金金利を引き下げるということには違なっておらないのであります。政府が考えておりますところとして、人づくり、國づくり、金づくり、こういうことを言っておりまして、國づくりをするためには金が必要、金を運用するためには人づくりをしなければいかぬ、こういう三本の柱でやっておるわけであります。が、一面において国際金利にさや寄せをするために、公定歩合も引き下げ、金融の正常化もはかりながら、一面においては貯蓄増強ということをやっておるわけであります。でありますから、いろいろな御議論もありましたが、預金に対する税制上の優遇措置をやりましたり、定額貯蓄奨励を行なうために国民貯蓄組合法にかわる制度をつくりましたり、また、現在五ヵ月間に四厘の公定歩合が引き下げられましたが、過去においては公定歩合が五ヵ月間に四厘も引き下がる場合には、当然預金金利にも手をつけたというのに例でございますが、今度は預金金利に手をつけておらぬわけであります。預金金利は据え置きのままで公定歩合の引き下げをやる。それじゃ金融機関の内容は非常に苦しくなるだろう、こういう議論になりますが、それいとか、しかし、今までのはき出しだし、独占的な立場にもございましたから、企業の合理化をやってもらいたいことを兩々あわせてやっております

将来とも預金金利に手をつけないと、いふことは申し上げられないと思いますが、現在四厘に引き下げた段階において、預金金利を引き下げるという考え方を持つておりませんし、そのような措置をとつておらないわけでござります。

オーバーローンの解消という問題は、御承知のように多年にわたる問題でございまして、昨年十一月から日銀で買いオペレーション制度を新設いたしまして、新しい通貨供給方式といいますか、これらの処置によつて金融は漸次正常化し、オーバーローン解消ということはなされつあるわけでございます。しかし、これはあくまでも日本国際収支の問題とか、自由化の問題とか、そういうものにあわせて、オーバーローン解消というだけではなく、企業自身もオーバーボローリングにたよっているという考え方では困るので、企業の健全化もあわせてはかるよう努力をいたしておるわけであります。御承知のとおり、いま企業の借入金依存度は非常に高いので、あわせて証券市場の正常化をはかつたり、公社債流通市場の育成強化をはかつたり、そういうことをいたしておるわけでありますし、なお、税制改正においても、配当金課税に対し、一〇%を五%に引き下げるというようなことにして、自己資本比率の内容充実をはかるよう、あわせて並行的な操作を行なつておるわけでございます。

○石山委員 預金金利には手をつけなければなりませんが、預金金利五・五%程度では、消費物価の値上がりよりも低いと、いうことを私は指摘しているわけなん

パー・マネント屋が、少なくとも週休制にならなければいかぬ、日曜祭日は休みももちろんのことです。が、そういうような制度上の問題がだんだんと合理化され、内容充実を来たしておりますので、特に大都市においておりますので、消費物価が急激な値上がりを来たしておるという事実だと思います。これらの問題に対する対策としては、下げられるものに対しては総力をあげて、あらゆる施策を行なうことによって、消費者物価の抑制をはかっていこうという方向でありますので、あなたがいま申されたように、ウナギ登りに、天井知らずに消費者物価が上がっていくのだということにはしないよう、いま競争検討をいたしておるわけでござります。

○石山委員 これは外国の例だけでなく、日本の例をとつてもわかるこ

とは、経済の成長がかなりの速度を持

てば、物価の変動は避けられないのは

はつきりしているのです。だから、資

本主義下のおれたちが政治をとれば、

中蔵相の腕が悪いではなくて、世界

の事例にあっても歴史がそれを示して

いる。ただ、比較論が少し食い入る余

地があるだけです。しかし、日本によ

うな高度成長経済をやったやつとい

うが、あらゆるところと、じみにやつてい

るところの相違はあると思うのです。

日本の場合は、あんまりいはっている

せいか知らぬけれども、いろいろな穴

があつたのだと思います。むだな相克

もあつたのではないかと思っておる。

ですから、普通からいえば、高度成長

ペー・マネント屋が、少くとも週休制にならなければいかぬ、日曜祭日は休みももちろんのことです。が、そういうような制度上の問題がだんだんと合理化され、内容充実を来たしておりますので、特に大都市においておりますので、消費物価が急激な値上がりを来たしておるという事実だと思います。これらの問題に対する対策としては、下げられるものに対しては総力をあげて、あらゆる施策を行なうことによって、消費者物価の抑制をはかっていこうという方向でありますので、あなたがいま申された

ように、ウナギ登りに、天井知らずに消費者物価が上がっていくのだということにはしないよう、いま競争検討をいたしておるわけでござります。

○田中国務大臣 先ほど申し上げましたように、高度成長経済政策を進めますためには、物価を安定せしめることをとくに残り方が少ないといふべきで、あなたがいま申された

ことは、端的なことばでいえば、地方の政策の下手ぎわのために残り方が多いことには言いたいのです。このことは、端的なことばでいえば、地

域格差をなくする、所得の格差をなくするということとは全然反対に、現実は進行しつつあるということです。そ

れは比較論からすればなるほど五千円取ったよりも六千円取ったから二割

ふえたのではないか。しかし、一箇か

らいえば、日本の法人の蓄積の集約を見ますと、戦前よりもふえておるの

じゃございませんか。しかも、政府に

ごやっかいをかけなければならぬ人

口その他のふえておるでございませんか。相続能力の問題にすれば、戦前の

方々は大体百万円レバードでした。五十

万円以下だったらゼロだった。とすると、取るものはたくさん数をねらっ

て取っているのですね。政治として

は、大東京に人が集まるように、へた

だということですね。大東京に人を集めている。もうける者にはうんともうけさ

せておる。あまりもうけない者もいる

のだけれども、そいつにはいわゆる

納稅の義務を負わせている。これは政

治としては私はあまり手ぎわのいい政

治ではないと思うのです。それより

も割り切って、高度成長経済をやれば

物価は上がるのだ。物価の上げ方だと思うのですが、それは高度成長経済の恩恵よりも物価が上がっていることなどをたくさん並べていたわけなんですが、何か残つていそぐなものですが、高度成長経済で物価が上がつたと私たちは最近は理解している。そういうわけですか。

○田中国務大臣 戰前の税金に対する税金は高すぎた。これは理屈からいふと高くはないが、何かもう残つていそぐものですが、高度成長経済で物価が上がつたと私たちは最近は理解している。そういうわけですか。

戦前の税金に対する税金は高すぎた。これは理屈からいふと高くはないが、何かもう残つていそぐものですが、高度成長経済で物価が上がつたと私たちは最近は理解している。そういうわけですか。

いつた場合にどうなるかという問題でございますが、一考ぶえても非常に大きな金額であります。そういう意味で、世界各国がとつておるよう、インドがとつておるような財政支出の何割もといふわけにはいかないにして、主要工業国、先進国がとつておるような防衛費の率まであるというよな場合にどういうふうになるかといふことは、これはもう国民生活がいままでのように質、量の改善が急テンポに行なわれるというわけにはいかないと思ひます。でありますから、日本は現実に合った日米安全保障条約等を締結いたしまして、なるべく日本が金を出さないで、そういう金でもってわれわれの基盤を強化しようといふ、非常にうまい、合理的な方法で今日まできいてるわけでございまして、結果論かいうふうに私は考えておるわけでございます。

○石山委員 それはおとといの話です

よ。おとといまではそれは通じたわけなんです。きのうからもう通じませんね。アメリカ依存のいわゆる相互援助条約ですか、これは援助しないといつていい。

それはさておいて、その問題はまたあとで出ますが、税金の問題です。先ほど税金のお話を出たが、税金の問題を話してみます。

たとえばオーバーローン解消のためにも、協調体制をつくり、税制で援助するというふうなかつこう、それから預金を温存するために、より以上預金をあやすためには、いわゆる特別の免税措置をとつた、利率は動かさぬだつたけれども、免除規定をつくつた。そ

れども、いうところの自由化が行なわざれ、為替の自由化となれば、これもひとつ輸出強化のために——池田さんもせんだけて最高会議において言つたよですが、税制によつて措置をする、つまり、免税にするという意味であります。昭和三十八年度の減税問題につきまして、一般のわれわれ働く階級には恩典がなくて、法人、事業団体だけが恩典があるという非難がごうごうと起つた、ほうはいとして起つた。いまの要望をいれしていくと、三十九年度の減税というものは、事業体の法人税が主体になつて、一般的いわゆる勤労所得にはまたもや及ばぬのじやないか。税額は、おそらくあなたのことだから大ぶろしきを広げて、かなりな減税額をとるかもしれません。しかし、内容に至れば、そういうことになります。税額は、おそらくあなたのこどりでございまして、結果論かいうふうに私は考えておるわけでございます。

○石山委員 それはおとといの話です

よ。おとといまではそれは通じたわけ

なんです。きのうからもう通じませんね。アメリカ依存のいわゆる相互援助

条約ですか、これは援助しないといつ

ていい。

それはさておいて、その問題はまた

あとで出ますが、税金の問題です。先

ほど税金のお話を出たが、税金の問題を話してみます。

たとえばオーバーローン解消のため

に、先ほど申し上げたとおり、二十七

年から連年減税をやつておるわけでござりますが、三十八年度に入りましてからは、三十九年度以降の問題に対し

ては、税制調査会に諮問をいたしておるわけでございまして、そのときその

れから今度は関税の問題になりますけれども、いうところの自由化が行なわざれ、為替の自由化となれば、これもひとつ輸出強化のために——池田さんもせんだけて最高会議において言つたよですが、税制によつて措置をする、つまり、免税にするという意味であります。昭和三十八年度の減税問題につきまして、一般のわれわれ働く階

級には恩典がなくて、法人、事業団体

だけが恩典があるという非難がごうご

うと起つた、ほうはいとして起つた。

いまの要望をいれしていくと、三十

九年度の減税というものは、事業体の法人税が主体になつて、一般的いわゆる勤労所得にはまたもや及ばぬのじやないか。税額は、おそらくあなたのこどりでございまして、結果論かいうふうに私は考えておるわけでございます。

○石山委員 それはおとといの話です

よ。おとといまではそれは通じたわけ

なんです。きのうからもう通じませんね。アメリカ依存のいわゆる相互援助

条約ですか、これは援助しないといつ

ていい。

それはさておいて、その問題はまた

あとで出ますが、税金の問題です。先

ほど税金のお話を出たが、税金の問題を話してみます。

たとえばオーバーローン解消のため

に、先ほど申し上げたとおり、二十七

年から連年減税をやつておるわけでござりますが、三十八年度に入りましてからは、三十九年度以降の問題に対し

ては、税制調査会に諮問をいたしておるわけでございまして、そのときその

ときによつて適切な御答申を願うよう

にいたしておるわけでございます。

○田中國務大臣 減税につきまして

は、先ほど申し上げたとおり、二十七

年から連年減税をやつておるわけでござりますが、三十八年度に入りましてからは、三十九年度以降の問題に対し

ては、税制調査会に諮問をいたしておるわけでございまして、そのときその

ときによつて適切な御答申を願うよう

にいたしておるわけでございます。

○石山委員 日本の場合は貿易が主眼

の米を外国に輸出したり金の山が当

たりして日本が毎年大きくなつて

きたのではないであります。自由貿

易による蓄積財産が今日の日本の國力

になったのでありますし、また、これ

からわわれの生活をよくしたり、社会

の刷新、強化を行なつたり、社会

の国力が大きくなつて、これが

たとえ道路、河川、特に道路なんか

の繁榮だ、これは私も原則的には

同じだと思います。ただ、大きいとこ

とに振興しまして外貨を獲得していかな

ければ、何もできないであります。

ありますから、日本のすべての政策

は、輸出を振興するために、輸出を大い

に振興しまして外貨を獲得していかな

ければ、何もできないであります。

ありますから、日本のすべての政策

<p

生産業者あるいは貿易商社には税の特別措置をとるけれども、一般の大衆を犠牲にする考え方ではない、それだけはわかるわけなんだが、いまではそれがだけじゃいけないのです。そうおつしやつていながらも、予算を組み、税制の内容に入っていくと、そうじゃなければいけないです。去年もそうだった。三十九年度の予算をあなたがお組みになつて、そういうじゃないですか。あなたは去年そう言つたのじゃないでしよう。法人税に優先権を与えて一般所得大衆に対する恩典を与えないなどとは言わなかつたはずです。しかし、事実はそうではなかつた。これは私のみが言つてゐるし、それよりもっと毛のはえた経済学者も言つている。世論に対しても忠実だという新聞記者諸君が、ずっととあなたの予算に対しての批評の中で摘発しているじゃありませんか。ですから、ある意味においては、税制に関する議論では田中藏相は前科者なんです。ですが、そういう点では、ここでは三十九年度予算を組まぬものだから水がけないで、減税案を作成することをば強く要求しておきます。

るものでありまして、しかも、この主張は、オーバーローン解消ということがあります。その後、これらの新しい方法に対しても、第一義的な意義があったわけでござります。今度の日銀の買いオペ政策の焦点といふものは、公社債市場育成強化といふ面にも相当なウエートを置くべきだと思います。それで、今までの運用の実態を申し上げますと、大体五百億程度の限度をもつて買いオペが行なわれ、二ヶ月、三ヶ月後くらいに一部を売り戻しをするというような状態で運用をせられてまいりましたが、これから公社債市場の育成その他新しい通貨供給という面から見まして、五百億程度の買いオペレーションというような状態でいいのかどうかということに対しては検討の余地があると思います。私はあまり日銀に文句を言つたりそういう主義者じゃございませんで、日銀の金融の中立性を高く評価している者でございますが、このごろ日銀に聞いてみると、日銀は今度千億程度、四、五、六月等に対する予算としては千四百億程度の買いオペレーションをやろうというようなことがいわれているようでございます。現在大蔵省としてこれに異議を申し立てるような考へはございません。将来三十八年度を通して一体買いオペレーションの総額をどういうふうに考えていくべきか、また、これは公定歩合と同じような相当な威力を持つものでございまさから、これを金融の正常化により効果的に作用せしめるためには、一回の総資金量というものをもつとうんと上

題は、新しくこの制度が及ぼす影響、またわれわれがこの制度によって解決をはかるうという具体的な問題の処理と相まって、日銀当局との話し合いを進めています。

○石山委員 金融政策、資金操作については、外国では、日本の金融界はじょうずだ、こういうふうな評判があるのです。しかし、国内の経済雑誌、経済学者は必ずしもほめておりません。これはおそい、打つ手が常にくれていると言われているのです。私たちは外国人の言つたことだけで酔つちゃいかねと思うのです。国内には利害関係者もあるのですから、やはり問題の見詰め方が違うと思うのです。政府のやつている金融政策では、一部成功しているや見えれるけれども、おそきうらみがある、これを早くやればもっと効果があるだろうという意見がある。この意見は私らとしても十分そしゃくして、実際の面で検討してみる必要があるのではないか、こういうことをこの際言つておきたいと思います。

それから、法案の中にも関税の問題があるので、ひとつ申し上げたい点は、例のE.E.C.とアメリカの関税一括引き下げの問題ですが、日本はどうなんですか。一体関税一括引き下げ案が日本どの国にとつては利益になりますか。

○田中國務大臣 関税一括引き下げに対する以上は、日本に利益があると認めます。日本に利益があると認められたものとござりますから、利益のないものに応じようはずはないのですが、これは先ほどから申し上

げましたように、貿易・為替の自由化を
といふことも、関税引き下げといううとも、八条各国に移行し、関税一括引き
下げということで、いまアメリカと
E.C側が対立をしておりますが、これ
がまとまった場合に一体だれが一番
得をするのかといいますと、私は外國人
の言うことを信用するわけじゃあり
ませんが、日本が一番得をするだろ
う、こう外国人はみな言つておるので
す。これはどういうことかといいます
と、先ほど申し上げたとおり、日本は
貿易依存の国でございます。日本が貿
易をして今日まで大きくなつてまい
り、これから日本も貿易依存以外に
ないのでありますから、そういう意味
においては、日本が高い關稅制度を確
いておる、關稅障壁を置いておるとかい
うことになれば、相手も対日差別待遇
をやりますし、また日本が貿易・為替の
制限をやっておれば、相手国はなお
強い制限をやるのであります、結局
主要国との貿易の実績等を考えてみま
すと、やはり關稅障壁もなくなり、貿
易の自由化がなれば、これは日本が得
をすることは間違いないと思います。
これは第二次世界大戦の前において日
本があのくらい諸外国からいじめられ
ましたが、結局日本は世界の貿易の市
場をいろいろなところを押えたでしょ
う。原材料はない日本であっても、そ
のハンディをちゃんと克服して、日本
の商品は世界のマーケットに出たので
あります。ですから、日貨の排斥にな
り、日本商品のボイコットになつたの
ですから、私はそういう意味から言つ
ますから、この日本人のたくましさ、日本人
の優秀性というものを土台にして考
えれば、そしてまた、貿易依存の國

に、具体的に実施の時期その他はいろいろあるという事実に従って考えるとき、いろいろ問題もありますし、相手のあることとありますから、これは自主的に妥結をはかつてまいらなければならぬわけですが、窮屈の目的において日本が真に立ち上がる道は、開港税の引き下げ及び貿易の自由化、これ以外にないという考え方のもとに立っておることだけ明らかにしておきます。

○石山委員 貿易の問題は、大蔵大臣にかかるちや荒療治されちゃうから、いかぬと思うのです。それは大蔵省は大蔵省でいいと思いますが、百人のうち、九十九人がひどい目にあって、一人だけもうけるということでも、そろばんを置けばもうけになるわけですけれども、そういう荒っぽいことをやつては政治じゃないと思うのです。関税の一括引き下げの中身においても、そういうことが非常に災いをなしているのじゃないか。政治の場合は、特に私ども日本の場合は、国内資源の少ない国ですから、勘定では非常にいい勘定が出ても、それをおいそれと採用する、非常な危険性を伴うのがやはり関税一括引き下げ案などじゃないかと想つたのです。しかし、企画院長官が行つて、E E C とアメリカとの間にまとめて右往左往している——これは新闻はいつでもそういうことを言つちゃおもしろがっているのですが、やはり右往左往しているのです。一体腹がまえはどこにあるのですか。

まして、こういうことであつてはいかぬ。これは、日本人自身が総体的にいきなりよりもよりよい生活をし、日本の国力を培養していくためには、貿易依存の国でありますから、貿易の伸長といふことに対してもあらゆる角度から検討していく、そういう現実的手段としては、日本が為替制限を行なつたりいろいろなことをしておるよりも——日本が鎖国的な経済政策で安易な状態に一體おれるかどうかと、これは向こうのほうがより差別待遇を強くしますから、貿易依存度が外国に比べて日本のほうが高いだけに、対日差別待遇が撤廃されないというような為替管理の状況にあたつては日本が損をする、こういうことを申し上げたので、結論的には、日本人全体をよくするための手段として考えておるわけでござります。

いますが、了解した中身にこういうことを感じるのであります。皆さんの善意を感じているのです。一生懸命やるといふ善意、国民大衆のためといふ善意は信じているけれども、高度成長経済等を見てみますと、やはりどうしても一般国民大衆の受ける利益が——犠牲などとは申しません。受ける利益が非常に小さいということです。これは比較論ですからね。小さい。それから税制上からいっても、金利の措置からしても、法人等を含めた多額所得者の分野が、いまの池田内閣の施策の中ではより以上の優位を保つようにならなければなりません。これは改めなければならぬわけですね。地域の格差、所得の格差を少なくするというのが、皆さんの政治経済にとって基本なんですから、その基本を貫こうとして高度成長経済をおやりになつたけれども、現実はまだそのとおりいっていない。いつていなないところが私の疑問点になつて、質問を申しておるような要素も含まつてゐるのでござりますから、皆さんが所期の目的をいまも正しいとしてやられるとするならば、三十九年度の予算是、特に減税等を中心にして、格差を埋めるべくふうをこらす必要があるのではないか。それからもう一つは、三十九年度からそろそろ出てくるだらうと思う防衛費の増額等が、日本の将来的な政治経済にとっては重要な問題になるとふえるので、こことのところで三十九年度の予算について大ワクをきちんときめておかないと、アメリカ等との対外関係を見ましても、これが急ピッチにふえるような態勢も見えますので、十分くふうをされて予算に取組んで

○永山委員長 山内君。
○山内委員 いろいろ重要な問題をかかえている大蔵省に対してお聞きしたい意欲もありますけれども、審議の時間が急がれておりますので、きょうは設置法の問題に限定してお尋ねしたいと思います。したがつて、御答弁は事務的な答弁でけつこうでござりますが、大臣の答弁を求めるときは私のはうから特にお願いをします。
まず最初にお聞きしておきたいのは、今度関税中央分析所というものが新設されることになりました。約六名の人員を配置するということであります。ところが、この改正の趣旨を見ますと、輸出入貨物に関して高度の専門技術を要する分析ということにならっております。これは具体的にどういうことをおやりになるお考えなのか、なぜいまになってこういう問題が必要になってきたのか、その点の事情をお聞かせいただきたいと思います。

承知のようすに、日本ではブレッセルの分類表といふものを採用いたしました。これは国際的なものでござりますので、たとえば、日本でこれはこういふ分類で甲のだからこういふ性質だとうことにしてしましても、外国からこれは乙の分類じゃないかというような文句がくるというようなことになつております。そういう情勢でございまして、中央に権威のある分析所をつくりまして、外國に対しても十分に納得のいくような商品の分類をしなければいけない、そういうことが中央分析所を新たにつくる必要の生じた理由でございます。

○山内委員 そこが私の理解でござなすことなんです。専門の技術で高度の分析を必要とするということになる」と、これは何か技術的なもののように思ひますが、いまの御説明でありますと、ブラックセルの分類に対してどう適用するかという純然たる事務的なことになつてゐるわけです。一體科学的な技術をやるのか、それとも事務的なものか、事務的であれば、六名の配置で得心がいきますけれども、これが技術的な、何か機械を利用する科学的な分析ということになると、そうはいかないというところからお尋ねしたわけです。明らかにしていただきたい。

○武藤説明員 御説明が足りませんでしたようですので、補足して申し上げます。

分析ということは、大体技術的なことでございますが、さらにこまかく分けますと、機械を使って分析するのと薬品を使って分析するのとござります。その六人という人員の関係で誤解が一つあるようでございますが、これ

は、初年度は御承知のようにまだ建物もできておりません。そこで、将来の計画といったしましては、これは特別な建物が要りますので、機械を使う、薬を使う、そういうふざわしい特別な建物をつくり、そこに技術者がたくさん配置される、そういうことを考えておりまして、そういう将来の準備をするのと、もう一つは、現在税関でやっております分析について、統一して方法を研究する基礎づくり、そういうところで六名となっておるのでござります。

○田中国務大臣 誤解があるようですから申し上げますと、いま総務課長が申し上げましたことに加えまして、輸出入貨物の内容が非常に変わってきてるわけです。税関でもってなかなか的確な判断が下せないという問題もございまして、今まで薬を使つておきましたようなものを機器を使ってやるというようなことになりまして、機器分析というようなことをやりますときには、この機械が非常に高いものであつて、税関に全部配置するといつよくなことができませんので、中央分析所をつくりまして、そこに専門的な職員を置き、技術者を配置し、その機器分析等に対して効率的な効果を求める、そのため中央分析所の設置をお願いしているわけあります。

○山内委員 いまの御説明でわからぬわけでもないのですが、この自由化の問題というのは、早くから騒がれてることであつて、いまになって火がついてしまってから、しかも横須賀だけに一ヵ所置く。全国的には税関はたくさんある。横須賀だけで一体どういうところの間に合うのか。将来またこ

れを全国的に各税関に配置する御計画なのかな、その点もあわせて伺いたいと思います。

○田中國務大臣 先ほど申し上げましたように、非常に高価なものも使いなたしますし、現在のところは中央に一ヵ所というところでござりますが、輸出入の貿易量もふえてまいり、これら分析所の増置が必要になるほどの状態になれば、当然各税関に増置をしてまいる方向でござります。

次に、金融機関資金審議会なんですが、これは时限立法として、もうすでにことしの三月三十一日で一応なくなっていることになりますので

す。それが今回提案され、恒久的な審議会として設置されることになるわけです。この必要性の問題ですが、そういうことになりますと、過去においてどういう実績をあげたのか、その点も具体的にお聞きしておきたいと思います。別に重箱のすみをつくわけではないのですけれども、こういう各種の審議会はいま国会でも問題になっています。特に大蔵省も二十三か四のこの種の審議会を持っておる。非常にたくさんさんの審議会を持つておるわけです。が、特にこの金融の問題については、同じような審議会がたくさんあります。大臣ももちろん御承知と思うのですが、たとえば金融制度調査会もあります。あるいは金利調整審議会、国民金融審議会、財政制度審議会。それはこの目的を見ますと、若干対象が変わつております。たとえば国民金融公庫を対象とした審議会だとか、日本銀行の

の委員会でもその報告書を聞くことになります。そういう結論を待たないで、时限の切れたものを今度恒久化する、その点の理解がいかないのでありますが、その点の話し合いはどういうふうにつけてあるのか、伺いたい。

○田中国務大臣 これは御承知のとおり、金融制度審議会や調査会等の整理統合等の問題に対するは、行政調査会の答申を政府は十分尊重してまいります。しかし、この金融機関資金審議会というものは、強化を進められても、これを廃止するといふような方向にはいかないだろうと、ふうに考えておりますし、これは三月三十日に切れるものでありますので、できれば年度内に成立をお願いしたかったのでございますが、その後の地方選挙等の関係で今日まで至ったわけでございます。これは金融に対して、特に大蔵大臣が直接ものをやっていかぬとか、金融の中立性といふなどのを十分尊重し、また特に金融情勢といふものが日本経済を左右するほど重要なものであるということでありますので、これが金融機関資金審議会の継続に対しても、一日も早くといたす考え方でお願いをしておるのでございまして、これをランクにして、これら制度の調査会の答申を待つて、いうように、ゆるがせにしておけない問題だと考えておるわけでござります。

おけばいいので、何も恒久的にこれらは困るから先にやつてしまふ。そういうような、私にすれば通の印象のところです。そういうことでも一年間延長ができるなかつたかといふとについて、私はお聞きをしておるだけです。それからもう一つ、金融の大なことはわかりますけれども、三十分のたくさん委員がおつて——これはあとで事務的に、何回会議を開いたという結論を出し、あるいは大臣どういう答申あるいは意見を具申しあるかの内容もお聞きしたいと思ひすけれども、この中で、かえって金融金利の問題は一本にしほつて、あとは科会とか小委員会といふようなもの掘り下げるという審議のしかたもあるわけです。ところが、どうもこれを見すと、同じような金融関係の審議会三つも四つも肩を並べておる。こういうことでは、かえつて一貫した意見いうものができない。自主性を与え、強力にすればするほど、いろいろなところで大臣はお困りになりませんか。一方は国民金融公庫といったようなのはうを対象にする、あるいはまたのほうの中、中小企業の金融を対象にする、というようなことで、一貫した政策を行なうならば、むしろこの審議会はつにしほつたほうがいいと私はころんとなりに判断するわけですが、その点についての御意見を……。

国会で議論をせられておりまして、財政投融資計画に伴いまして民間の資金の活用をどの程度にするか、また大臣は重要な産業に偏重した融資をさせてはならないとか、不要不急の過剰設備といったものをどうして政府として押えないのだと、中小企業金融の円滑化に対してもより的確な施策を行なえというような、非常に強い御意思があるのでございますが、これを一方的に大臣限りで行なうというよりも、より広い立場で各界の意見を聞き、審議会の答申等を求めてやることが合理的であるという考え方、そして、あまりに大きい憲法調査会のようなものをつくりますと、総会の議決を経るまでにもなかなか法制上も手続上も煩瑣であり、時期を失するというようなことも考えられましたので、特に三月三十一日で期限切れということではありますので、本改正案によつて継続をお願いいたしておるわけでござります。将来的問題としては、あなたがいま仰せられたようなことも、当然審議会、調査会等に関する調査会において検討せらるべきものだと考えておるわけでありまして、その答申に待つわけでございます。しかし、その答申が出るまで时限立法にしておいてはどうかということをごさいますが、そういう考え方もあり得るわけであります。一つの議論でございますが、私たちの考え方では、いろんな人たちの意見を聞いても、金融機関審議会はより拡大しろという議論はございますが、統合合理化しろという御意見はいままでありませんので、現在の段階においては、これを法文化するほうがいいとい

た、その他、中小企業関係の資金融通につきまして摩擦を避けるような措置をとる。三十七年度におきましても、いろいろとそいつた調整過程において意見を具申しております。

○山内委員 これもちょっとこまいと思いますが、ただいま手元に資料がございませんが、多少重複した方はあると存じます。やはり金融の関係あるいは財政の関係でございますと、おのずから学識経験者等におきましては、これをどう方は重複する結果になるのもやむを得ないかと存じます。御必要であればあとで資料を提出いたします。

○山内委員 これは大臣にも聞いていいただきたのですが、実はこれは私としては、多いのは十六も兼務している人が現にあります。これは大蔵省ではありますませんけれども、ほとんど兼務の人が多い。そういうことであれば、おのずと、一人が二つも三つも兼務してやるよりも、ある程度整理統合せよといふ意見が出されていいのではないか、私はそこからお話をされるわけです。これは私の党としてもいまいろいろ研究課題になつておりますので、いまの点はまたあらためて詳しく述べるわけです。

次に、百二十二名の増員が提案せられておりますが、この配分について……
○武藤説明員 税関の関係の百二十二人の増員の主たるものは、御承知のように羽田の空港が拡充されまして、これで施設も多くなりますので、それと併せて保稅関係の業務量の増加、事務量の増加、そういうのが一つ、それともう一つは、御承知のようなアヘンその他の密輸対策、そういうことがござります。そのほか備えるだけの税關職員を配置するとともうのが一つ、それともう一つは、御承認のようないわゆる審議会のあり方、整運統合ができるなら率先してひとつ大臣御研究になつたほうがいいと思うのです。行管とかあなたのはうがいいと思うのです。要するに、私ども、必要な調査会とか審議会といふもの、ここなら必要だといふもの、行管とかあなたのほうに責めやらなくてできないのが現状です。ところが、おひざ元の自分の方では、予算はどうでもつけられるのですからたくさんつくっておくということでは、あまり思わない行政とは私は考えられない。そのことだけ意見を述べて、私終わりました。

法の改正案が出た際に、大蔵省の大蔵官部、兵部、太政官、神祇官、そのほかに刑部、民部、兵部、大蔵というものができた。それをそのまま用了いた名称が、今日この民主主義の国家のもとにおいて行なわれておるというのは、あまりにも時代的であるということを指摘したわけです。田中さんのようにすでに民主主義に徹したお方で、しかも成長性高き株であることを自他ともに許していられるあなたが、大臣在任中に、大蔵という文句を財務省とか財政省とか何らかの新時代的感覚の名前に切りかえて、何か大蔵の陰に幽靈の出るような古い形のものでなくして、新鮮にして国民にぴったりするものに切りかえられる用意はないか、御答弁願いたいと思います。

財務省という考え方でもいいじゃないかというのですが、予算と財源確保といふ問題は別でございますし、どうもいまのよう銀行から、証券から、保険から、関税から、為替から、主計から、いろいろなものが入っておりますので、昔から九十年も続いておる大蔵の、名前、これは通信省、大蔵省という以外に何かいい名前がないかといふのであります。が、今日考へてもやはりないのであります。大蔵省といふことでいく以外にないのじゃないか、これは私自身も十分検討した結果でござります。外国であるじゃないかといふのであります。外國では日本の大蔵省の持つておるような権限が非常にたくさん分かれまして、幾つかの省、幾つかの府になつて名前が変わつておるのでございまして、大蔵省の現在の職分關係で、大蔵省という名前以外にかかる名前があるかというと、適当なものが現在見当たつておりません。

○受田委員 それはあまりことばにとらわれておるからであります。財政金融全般の問題その他予算等を含めた意味で、財務省なら財務省でその範疇に属させることができわけです。あくまでも、あの蔵という字も、非常にむづかしい字でございますから、こういうことも考へてみられて——一考へてみたこともあるが、結論はいまの名前今までいいということございますが、もっと前進的な成長性を持つ、自

民党内の一番将来を期待されているあなたが、大臣在任中にあなたの役所の名前をすぱりと新時代的に変えられる事例を、今晚寝しなに考えていただきたいと思います。

なおこの機会に、この法案と直接関係はないでございますが、しかし、総理府設置法の中にある、当委員会の所管事項の中にある総理府の付属機関に、あなたの御關係の資金運用審議会、税制調査会とか、輸出会議とか、補助金云々の機関とか、いろいろあるわけですね。そういうものの中に、きょうお尋ねしなければならない問題は、資金運用部資金に關係する、その審議をする審議会、これらに関して、あなたがかつて大臣をされておった郵政省所管で、例の簡易保険積立金あるいは郵便年金の特別会計の積立金の運用に関するもの。そういうものに關連して、大臣が大蔵大臣に就任され、大蔵の、大衆の零細な資金が集められておるわけで、この郵便貯金というのは、大衆の零細な資金が集められておるわけで、この零細な資金を大衆に利用させるという道を開かなければならぬと思つておるのです。これは、その日その日の生活にあえぐ人が、その生活費を節約して預金しているので、これが市中銀行や地方銀行とは違つた預金内容になっておるわけですね。したがつて、長期的に預金をしておる人が、途中で不時の病気とか子供が入学するとかいうときに、それを担保にして低利で金を借りるという道を開いておかないといふと、大衆は預金したばかりに質屋に行くとか、いろいろなところに臨時資金を調達するわけになる

のです。これはあなたが資金運用計画をされる責任者として、大衆の零細な資金を大衆に即時利用させる道をお聞きになるという英断をとられることを私は希望するのですが、いかがであります。この機会に、この法案と直接関係はないでございますが、しかし、総理府設置法の中にある、当委員会の所管事項の中にある総理府の付属機関に、あなたの御關係の資金運用審議会、税制調査会とか、輸出会議とか、補助金云々の機関とか、いろいろあるわけですね。そういうものの中に、きょうお尋ねしなければならない問題は、資金運用部資金に關係する、その審議をする審議会、これらに関して、あなたがかつて大臣をされておった郵政省所管で、例の簡易保険積立金あるいは郵便年金の特別会計の積立金の運用に関するもの。そういうものに關連して、大臣が大蔵大臣に就任され、大蔵の、大衆の零細な資金が集められておるわけで、この郵便貯金というのは、大衆の零細な資金が集められておるわけで、この零細な資金を大衆に利用させるという道を開かなければならぬと思つておるのです。これは、その日その日の生活にあえぐ人が、その生活費を節約して預金しているので、これが市中銀行や地方銀行とは違つた預金内容になっておるわけですね。したがつて、長期的に預金をしておる人が、途中で不時の病気とか子供が入学するとかいうときに、それを担保にして低利で金を借りるという道を開いておかないといふと、大衆は預金したばかりに質屋に行くとか、いろいろなところに臨時資金を調達するわけになる

のですが、これも考え方としてはよくわかるのです。わかるのですが、技術的な問題としてなかなかむずかしいことを、今晚寝しなに考えていただきたいと思います。

なおこの機会に、この法案と直接関係はないでございますが、しかし、総理府設置法の中にある、当委員会の所管事項の中にある総理府の付属機関に、あなたの御關係の資金運用審議会、税制調査会とか、輸出会議とか、補助金云々の機関とか、いろいろあるわけですね。そういうもののの中に、きょうお尋ねしなければならない問題は、資金運用部資金に關係する、その審議をする審議会、これらに関して、あなたがかつて大臣をされておった郵政省所管で、例の簡易保険積立金あるいは郵便年金の特別会計の積立金の運用に関するもの。そういうものに關連して、大臣が大蔵大臣に就任され、大蔵の、大衆の零細な資金が集められておるわけで、この郵便貯金というのは、大衆の零細な資金が集められておるわけで、この零細な資金を大衆に利用させるという道を開かなければならぬと思つておるのです。これは、その日その日の生活にあえぐ人が、その生活費を節約して預金しているので、これが市中銀行や地方銀行とは違つた預金内容になっておるわけですね。したがつて、長期的に預金をしておる人が、途中で不時の病気とか子供が入学するとかいうときに、それを担保にして低利で金を借りるという道を開いておかないといふと、大衆は預金したばかりに質屋に行くとか、いろいろなところに臨時資金を調達するわけになる

のですが、これも考え方としてはよくわかるのです。わかるのですが、技術的な問題としてなかなかむずかしいことを、今晚寝しなに考えていただきたいと思います。

なおこの機会に、この法案と直接関係はないでございますが、しかし、総理府設置法の中にある、当委員会の所管事項の中にある総理府の付属機関に、あなたの御關係の資金運用審議会、税制調査会とか、輸出会議とか、補助金云々の機関とか、いろいろあるわけですね。そういうもののの中に、きょうお尋ねしなければならない問題は、資金運用部資金に關係する、その審議をする審議会、これらに関して、あなたがかつて大臣をされておった郵政省所管で、例の簡易保険積立金あるいは郵便年金の特別会計の積立金の運用に関するもの。そういうものに關連して、大臣が大蔵大臣に就任され、大蔵の、大衆の零細な資金が集められておるわけで、この郵便貯金というのは、大衆の零細な資金が集められておるわけで、この零細な資金を大衆に利用させるという道を開かなければならぬと思つておるのです。これは、その日その日の生活にあえぐ人が、その生活費を節約して預金しているので、これが市中銀行や地方銀行とは違つた預金内容になっておるわけですね。したがつて、長期的に預金をしておる人が、途中で不時の病気とか子供が入学するとかいうときに、それを担保にして低利で金を借りるという道を開いておかないといふと、大衆は預金したばかりに質屋に行くとか、いろいろなところに臨時資金を調達するわけになる

考えながら、郵政、大蔵両当局の間で引き続いて検討して、何らかの結論を得ようということです。長いこと検討しておるのでござりますから、もうこちで結論を出せという気持ちもわかりますが、政府自体とても、これらの実情を十分承知をしながら、何らかの処置を講じたい。何らかの処置を講じたいということが、窓口自体の貸し付けということになるのか、いわゆる郵便貯金の証書を持つていけば借りられるというような方法でもって不時の支出に役立てるような道があるのか、これらの問題に対しては、兩省当局で十分詰めようということになりますから、そいつまでもといふ考え方でなくともいいと思うのです。ただ、先ほど申し上げたとおり、非常に長いこと検討しながら壁にぶつかるのは、政府原資というものの確保が一休どうなるのかという問題が一つの壁になっておりますので、これらの問題も十分検討しながら結論が出るものと考えております。

いたしてもらうように、郵政大臣と交渉をいたしておりまして、おおむねまとめて、近く提案をする予定でござります。しかし、これはあなたが申されたとおり、大衆預金者を守るということとは背反しないということを原則といたしております。戦前は御承知のとおり大蔵大臣限りでこの利率は動かせるようになつておりましたので、戦後法定事項にいたしたわけでございますが、これは大蔵大臣限りでやれるというときには、資金運用部資金、預金部資金というような考え方ではなく、一般市中金融機関の金に対して大蔵大臣が相当な権限がございまして、市中金融機関の金を大蔵大臣そのものが動かせるということがありましたので、資金運用部資金に対してのウエートは少なかつたわけでございます。ところが、戦後は御承知のとおり金融の中立性ということで、中央銀行を含めた金融機関の敵正立性をたてまえにいたしておりますので、資金運用部資金といふものに対するウエートは、戦前に比べて非常に強くかかるまいつているわけでございます。でありますから、大蔵大臣限りでやれるというようなことよりも、政令委任をするということであれば、郵政大臣が当然集める側の苦勞をされてるのでござりますから、この郵政大臣と私の意見が十分な了解点に達した後に政令が動かされるということです。それで、郵政大臣と交渉をいたしておきますが、考え方として、民間の金利と比べてみます。それはございません。

て、郵便貯金の金利を低く抑えるべきだという考え方方が前提にあったわけであります。これは政府企業でありますから、それだけに民間よりも信用度が高い。だから取りはぐれがないのだから利率は安くてもいいじゃないか、こういう考え方でございましたが、先ほどおつしやったように、戦後金融制度そのものが変わりましたので、戦前のよう、郵便貯金は國家が預っておるものであるから、民間金利よりも低くなればならぬというような考え方方は持っておりません。新しい立場において、郵便貯金の金利を決定する場合にはより慎重であるべきだというのが、基本的な考え方でございます。

うことにになると、やはり国会で国民の代表が十分討議をして、大衆預金の郵便貯金の利率はこうあるべきだという結論を出すほうが、大衆擁護の立場には適当だと思うのです。やはり筋が通る。別に政令委任などということはお考えにならないよう。この法案でそういう用意をされておるとすれば、その部分は削られるよう。もしこれを出しになるということになれば、同時に個人貸しの道をお開きになるという用意をされているならないが、そのほうを抑えて、利率だけは下げる。低金利政策なら下げるほうになりますね。上げるほうになりますか、それをお伺いして、私はこれで質問をやめます。

○田中国務大臣 郵便貯金の利率を政令委任にするということは、下げるということを前提にしておるわけではありませんで、彈力的に運用できるようにということでござりますから、上げ下げともでござりますことを申し上げておきます。

○永山委員長 これにて質疑は終了いたしました。

○永山委員長 本案に対し藤原節夫君より修正案が提出されております。

大蔵省設置法の一部を改正する法律案に対する修正案
附則第一項を次のように改める。
1 この法律は、公布の日から施行する。ただし、大蔵省設置法第四

十九条第一項の表の改正規定及び附則第二項の規定は、昭和三十八年四月一日から適用する。

附則第二項の次に次の一項を加え
る。

3 金融機関資金審議会は、この法律の施行の日に新たに置かれるものとする。

○永山委員長 この際、提出者より修正案の趣旨の説明を求めます。藤原節夫君。

○藤原(節)委員 ただいま議題となりました大蔵省設置法の一部を改正する法律案に対する修正案の趣旨を御説明申し上げます。

案文はお手元にお配りしてありますので、朗読は省略させていただきます。

要旨を申し上げます。

原案では施行期日が「昭和三十八年四月一日」となっておりますが、すでに経過をしておりますので、これを「公布の日」と改める。なお、定員に関する規定改正の条項は、本年四月一日にさかのぼって適用するということにいたしたいという趣旨であります。

なお、金融機関資金審議会は、その設置の期限である昭和三十八年三月三十日をすでに経過いたしてその効力を失っておりますので、この審議会はこの法律の施行の日に新たに置かれるようにならざるを得ないといふことになります。

よろしく御賛成をお願いいたしま

す。

○永山委員長 これより原案及び修正案を一括して討論に入るのでございま

討を加えながら、食い違ひのないようにして、そうしてその権威ある活動に協力へこしむと考へておる次第であ

○石橋(政)委員 諮問と勧告の問題について、科学技術庁からお答えを願いります。

ですが、それじゃ勧告についての政府側の態度をお聞きしたいのですけれども、まずこの勧告において、学術会議としては、原子力潜水艦が日本の港湾に入港するということは、一時的な原子炉の設置と同様だ、こういう見解を

おつしやいましたように安全審査会と
いうものを持っております。しかしな
がら、原子力委員会といたしまして
は、今回の原子力潜水艦の問題につき
まして、この審査会に調査、審議を頼
むということをいたしてはおりませ

米国の潜水艦の問題につきましては、具体的な炉の審査ということでは現在のところございませんので、安全審査会というようなところにかける、意見を聞くというような措置を講じていなければなりません。

○石橋(政)委員　国内において陸上に原子炉をつくる場合には、非常にきびしい審査が行なわれ、百ワット程度の学術用の原子炉でも、つくることを許可しなかったという場合もあつたと私ども聞いておるわけです。ところが

たいと思います。
○島村政府委員 学術会議というよう
なりっぱな機関、特に専門的、科学的な事項について諮詢することができる
ようになつております機関がありながら、本件のような問題についてなぜ諮詢しなかつたかというお尋ねだと思ひます。それで、その点につれてお尋ねを申

原子力関係の問題につきましては、御承知のとおり原子力委員会が昭和三十一年の一月一日に発足いたし、今日上ります。

原子力関係の問題につきましては、御承知のとおり原子力委員会が昭和三十一年の一月一日に発足いたし、今日に及んでおるわけでございます。この原子力委員会ができまして以来今日まで、学術会議から十数回にわたる勧告、申し入れあるいは要望等をちょうど上げます。

たいしてまいております、われわれ
いたしましては、學術會議の御意見
というものを十分尊重してやつております
けれども、特に原予力につきましては、原予力委員会といふものができま

ておりますので、本件につきまして
も、学術会議から勧告がなされます以前
におきまして、すでに原子力委員会
でも取り上げて検討をいたしておつた

ものでございますから、特に学術会議に詣問するというようなことをいたさなかつたわけでござります。この間の点につきましては、学術会議側においても十分御理解になつていただいてお

○石橋(政)委員 諸君は積極的にすることだと考
る必要はないと判断したということなん

○島村政府委員 原子力委員会としては、みずから機構の中にただいま

にやるところの機関として生まれておるわけでござります。しかるに、本件

たしていない、こういう趣旨でお答え申し上げておきます。

だ私ども最後の結論は出でているわけで

力船と申しますものは、かりにそれが軍用の艦艇でありましても、商船でありましても、原子炉を搭載しておるものでござりますので、現在の考え方から申しまして、私どもいたしましては、やはり一時的に原子炉が置かれる

○島村政府委員 原子力委員会に安全審査会がござりますけれども、この安全審査会と申しますものは、たびたび国会でも問題になりましたして、特にローラー・ホール型原子炉の導入の際等にも問題になりました。内閣総理大臣からも問題になりました。

審査するのに権威ある機関というの
は、政府機関の中ではこの原子力委員
会における原子炉安全審査会である、
そのことは間違いがないわけでしょ
う。

事態と非常に似ておると考えていいものというふうに考えております。
○石橋(政委員) そうしますと、この勧告の内容はもつともじやありませんか。あなたは、原子力委員会というも

具体的な炉の設置の審査を行ないます
場合には、従来とも原子力委員会内部に
ございました専門部会に法的な根拠を
与えたものとして、審査会というものの

ように、科学的なデータに基づいて審査を行なうというような段階でないと、いうことのほかに、そもそもこの安全審査会というものは、従来やっており

のがあるから、そこで検討する。したがって、学術会議をわざわざまでもないとおっしゃいますけれども、それじゃこの原子力委員会の中において検

が生まれておるわけでござります。これは国会の御決議にもございまして、そのように法律の改正をお願いいたしまして、この内閣委員会でも御審議い

ましたような具体的な一作々々の原子炉についての審査を科学的に行なうことを目標として、法律改正まで行なつてつくりました機関で、それに比べまして、今回の原子力審査委員会として

討する機会と、そういうのは別にあるわけでしょう。すなはち、原子炉安全審査会というものがあるわけでしょう。ここにはかけておりますか。

たいたしたことでございますけれども、
その際の政府側からの御説明にもはつ
きりと申し上げてございますように、
具体的な炉の審査を科学的にデータ的
にやるところの機関として生まれてお

取り上げられておりますのは、一般的な問題の段階でございますので、これを審査会にかけるというところまでいたしていない、こういう趣旨でお答え

第一類第一号 内閣委員会議録第十八号 昭和三十八年五月二十一日

はございません。両方でよく話し合つて、いろいろなことになつてゐるわけですが、いいますから、いずれ、そういう問題については、適當な機会に先方とも話し合いをいたしまして、意見の調整も行ない、そうしてまた、これが世間の誤解を受けないような処置を納得のいく線でやりたい、こう考えております。

うのですが、それではこの声明の出た四月二十六日現在において、政府は何が何でも寄港を認めるという基本方針を立ておったのですか、それと異なる態度だ、こうおっしゃるのですか。この条件が満たされない限りはわれわれは反対せざるを得ないと言っておるが、これが行政一體の原則にもるとあなたたはおっしゃるのですけれども、何

おります。これも疑問がありますよ。
現に小坂外務大臣の当時には断わって
おるという前例があるのでですから、疑
問がありますが、そのことはいま私は
聞いていません。しかし、少なくとも政府
としては、まあ条約上はそういうたて
まえをとりながらも、国民が納得いくよ
うに安全性というものの確認をしよ
うというので、アメリカと折衝を続け
ておるわけでしょう。その安全性が確
認されぬ限り、そぞろ

しゃいというオーケーをあなた方はアメリカに出したということになりますよ。その点違わないんじやないかと田うのですが、どうです。

○島田政府委員　ただいまの……。

○石橋(政)委員　ちよつとちよつと、私はいま技術的なことを聞いているのですが、總務長官の談話を中心にして内閣の態度を聞いているわけですから、別に専門的なお答えは必要

言つてはいるのだから、それと異なるところはないんぢやないかと言つていふのです。政府がもう何が何でも、安へ性がどうあるとも寄港オーケーだと、いゝて態度をきめておつて、なおかしくいうことを出したというのなら、多少疑問は出てくるかもしけれけれども、その点では、安全の立証の方法が違うのですから、実質的な面は別として、そなう開き直るような条件の違

遙しかつゝと主ると

○石橋政委員 学術會議で勧告をした。その勧告を尊重して、自主的に安全性の検討を政府がするかまえを持つておるのに、それにもかかわらず声明を出したというなら、けしからぬと言えるかもしませんよ。しかし、いま

が何でも、安全性が保証されようとされまいと、認めるという態度を政府は打ち出しておったのですか、この声明が出された時点において。

ておるわけでしょう。その安全性が確
認されない限り、寄港オーケーという
回答はしないつもりだということは同
じでしょう。ただ、アメリカに安全性
を保証してもらうか、それとも学術会
議が言うように、国内の自主的な機関

○徳安政府委員 あ、この時限におきまして、ああいう声明を、政府のほうに勧告する形式をとらずに、政府を抜きにして直接やられるというような行き方であります。ですから、別に専門的なお答えは必要ないと思います。

て、そうそう開き直るような条件の達
いはないんじゃないですか。

の科学技術庁の答弁を聞いても、これは科学的に安全性を保証する道は、今後ともないというのですよ。手はないというのですよ。ただアメリカの言い分を聞く以外に方法はないというのです。もう一度声明を思い出していただけに、何と言つていいのですけれども、何と言つていいのかというと、わが国の責任ある機関が自主的に安全性を審査し、その結論を国民に明らかにするよう勧告した。この条件が満たされない現状では、日本国民の安全が脅かされるので、原子力潜水艦の日本寄港は望ましくないと考へる。——全く当然のことと云つておるじゃありませんか。またこれは国民の気持ちとぴたり合っているじゃありませんか。それをもけしからぬと考へる。——

しかし、そのことだけにとらわれておりますと、水かけ論になりますかあつて、私どもはすなおに科学的な問題として考えていいと思つておるわけなんですよ。

申し上げておりますように、安保条約のたてまえからいけば、これを拒否できまいような形にあるということは、御承知のとおりでございます。しかし、アメリカ側も、ただ条約をたてにして、何でもかんでも条約に書いてあるんだから差つかえないというような考え方でござるわけではございませんで、やはり日本の国内の政治情勢なりあるいはまた国民一般の抱く国民感情等もよくわきましての上で、なるべく政府の了解を得ていただきたいという考え方であるようありますし、また政府のはうでも、法律的な見解は別といたしまして、あるいは条約上の問題は別といたしまして、こうした重大な問題でござりますから、なるべく国民が理解をし、また納得のいく線で最後の処置をしたいという考え方で、慎重に検討中であるというように私も心得ておるわけでございます。

○石橋(政委員) 政府が条約上のたてまえからいえば寄港を断わることはできないと言つておるのは、事実知つて

で安全性を保証するか、保証の方法は雲泥の差でございます。どちらの機関で、日本側が自主的に安全性を確認するか、それともアメリカの証明をどの程度納得できるかという、安全性の立証の方法は全然違うかもしませんが、基本的な考え方として、とにかく安全性の確認ができない限り軽々と寄港オーケーという回答をしないということにおいては、学術会議の声明もあなたの方の態度も、何ら矛盾しておらないじゃありませんか。とにかく安全性が確保されない限り輕々に寄港は認めないということでは、学術会議の態度も政府が從来とておる態度も変わらないと私どもは思うのです。行政権一体を持ち出して、全然政府の意向と違うことを声明したというのは難くせじやありませんか。難くせでないというなら、あなた方が言つてていることがうそであつて、実際はオーケーを出しているので、國民を欺瞞するために、もう少し材料がそろうのを待つてあるだけだ。ほんとうは、もう、どうぞいらつ

方は好ましいことではない、望ましいことではないという考え方をもつて声明をしたわけであります。

○石橋(政)委員 その勧告は守られないのですよ。今後も守りようがない。それは科学技術庁がいま証明したのです。原子力委員会において、国内に原子炉を設置する場合と同じように原子炉安全審査会にかけるというようなことは不可能だ。今後も不可能なんです。勧告はもう守られないのですよ。それでやむを得ず、国民の世論に訴える形をとつておるわけなんです。それが声明として出てきているわけなんです。その声明を出したことについてあなたの方は文句を言つておるわけです。その非難の一番大きな根拠になつてゐるのが、学術会議といえども行政機関の一環だ、行政一体の原則にもとると言つておるが、もとらぬじやないかと私は言つてゐるのです。安全性が立証されない限りアメリカに対しても港オ一ヶ一という返事をしないといふ点においては、日本政府も口ではそう

明を私のほうでもしたわけでございませんが、勧告に対しましては、ただいま技術庁のほうの説明もあったようですが、ございませんが、私どものほうの考えでは、もう全部あきらめておるわけではなくございませんので、やはりこうした問題に対する資料等も各方面に求め、せよこれまで、それらのものがいずれ近いうちに整うと思いますが、何でもかんでも向こうの言いなりはどうだいに、もう腹の中できめておるのだとうわけでは決してございませんから、どうぞその点は誤解のないようにしていただきたいと思います。

うるさいから、おまえはうるさいから、うるさいから

でしょ。政府と全然違うことを言つてゐるわけですか。

○德安政府委員 私どもは、その言つてることが悪いとかいいとかということは第二の問題といたしまして、あの時限において勧告を出されているわけありますから、何をしているかと重ねて勧告をなさるとかなんとか、私どもから考へれば、常識上この程度の学術会議として政府に対する勧告等をなさることについては、もちろん私は決して文句を言うわけではございません。ただその手続が、総会の議場において国民に直接PRされるようなその行き方がまずいのではないかと、行き過ぎではないかうかというふうに考へを持っておりますので、そこでああいうことを申し上げ、かつ向こう側とも話し合いをしておるわけでござります。

○石橋委員 その点はこの問題も触れましたから、私再度申し上げません。学

術会議というものは、いまでも何度も直接國民に向かって声明を出しておる

のです。二十五回も出しているとい

う前例もあるわけなんです。そういう

種の慣例にのつてやつておること

を、いまさらこのようないたけだかに取

り上げていくといふところに、実は

問題が出てきておるわけなんです。

だから、今後省接な連絡をとることに

よつて、ひとつ誤解をお互い解いて

らいたいということで話を結んでおる

わけです。なお、その例として、どうも

学術会議というものに対しても政府は冷

たい目で見ているのじやないかといふ

ことを立証するために、先ほど予算の

例も引いて私お尋ねをしたわけなん

です。私があまり予算もふえていないじ

まざいませんが、事柄が非常に重大で

ござりますが、事柄が非常に重大で

ござりますために、今までよう手をつ

けなかつたといふような話でございま

ないかと言つたら、ふえているといふ

ようなことをおつしやつておりました

ことは、外対的にも対的にも非常によく

ないことでござりますので、この機会に

が、総務長官が御説明になりました数

字からいってふえておりませんで

すよ。十年前と現在とはほとんど変わ

らぬといふふうにいわれております。

したがつて、事務局の職員まで減らさ

い込まれておるといふふうに私ども

は理解しておるわけです。そういうこ

とであつてはならないわけですから、

ひとつ十分な連携をとつていただくと

同時に、学術会議について、いろいろ

問題点もありましようけれども、ひと

つそう冷ややかな態度で臨まないよう

に望んで、この件についての質問は終

わりたいと思います。

もう一つ、この間お尋ねをして、回答

が残つておる分があるのです。それは

認証官の問題ですが、藤枝総務長官の

問題点もありましようけれども、ひと

つそう冷ややかな態度で臨まないよう

に望んで、この件についての質問は終

わりたいと思います。

もう一つ、この間お尋ねをして、回答

が残つておる分があるのです。それは

認証官の問題ですが、藤枝総務長官の

問題点もありましようけれども、ひと

つそう冷ややかな態度で臨まないよう

に望んで、この件についての質問は終

わりたいと思います。

もう一つ、これは宮内庁の問題です

けれども、さきに本委員会において、

委員に選びまして、会を開くことに開

成案を得たいということで、ある程度

ひつ抜本的な解決をはかるうではな

いかということで、先般——先般といつ

の方針も示されましたから、この点に

てもだいぶ前になりますが、閣議にお

きました後には、官房長官が

会をつくりまして、これは官房長官が

主宰者になりましたし、各関係の諸君を

委員に選びまして、会を開くことに開

成案を得たいということで、ある程度

ひつ抜本的な解決をはかるうではな

いかということで、先般——先般といつ

の方針も示されましたから、この点に

てもだいぶ前になりますが、閣議にお

きました後には、官房長官が

会をつくりまして、これは官房長官が

主宰者になりましたし、各関係の諸君を

委員に選びまして、会を開くことに開

成案を得たいということで、ある程度

ひつ抜本的な解決をはかるうではな

いかということで、先般——先般といつ

の方針も示されましたから、この点に

てもだいぶ前になりますが、閣議にお

きました後には、官房長官が

会をつくりまして、これは官房長官が

主宰者になりましたし、各関係の諸君を

委員に選びまして、会を開くことに開

成案を得たいということで、ある程度

ひつ抜本的な解決をはかるうではな

いかということで、先般——先般といつ

の方針も示されましたから、この点に

てもだいぶ前になりますが、閣議にお

きました後には、官房長官が

会をつくりまして、これは官房長官が

主宰者になりましたし、各関係の諸君を

委員に選びまして、会を開くことに開

成案を得たいということで、ある程度

ひつ抜本的な解決をはかるうではな

いかということで、先般——先般といつ

の方針も示されましたから、この点に

てもだいぶ前になりますが、閣議にお

きました後には、官房長官が

会をつくりまして、これは官房長官が

主宰者になりましたし、各関係の諸君を

委員に選びまして、会を開くことに開

成案を得たいということで、ある程度

ひつ抜本的な解決をはかるうではな

いかということで、先般——先般といつ

の方針も示されましたから、この点に

てもだいぶ前になりますが、閣議にお

きました後には、官房長官が

会をつくりまして、これは官房長官が

主宰者になりましたし、各関係の諸君を

委員に選びまして、会を開くことに開

成案を得たいということで、ある程度

ひつ抜本的な解決をはかるうではな

いかということで、先般——先般といつ

の方針も示されましたから、この点に

てもだいぶ前になりますが、閣議にお

きました後には、官房長官が

会をつくりまして、これは官房長官が

主宰者になりましたし、各関係の諸君を

委員に選びまして、会を開くことに開

成案を得たいということで、ある程度

ひつ抜本的な解決をはかるうではな

いかということで、先般——先般といつ

の方針も示されましたから、この点に

てもだいぶ前になりますが、閣議にお

きました後には、官房長官が

会をつくりまして、これは官房長官が

主宰者になりましたし、各関係の諸君を

委員に選びまして、会を開くことに開

成案を得たいということで、ある程度

ひつ抜本的な解決をはかるうではな

いかということで、先般——先般といつ

の方針も示されましたから、この点に

てもだいぶ前になりますが、閣議にお

きました後には、官房長官が

会をつくりまして、これは官房長官が

主宰者になりましたし、各関係の諸君を

委員に選びまして、会を開くことに開

成案を得たいということで、ある程度

ひつ抜本的な解決をはかるうではな

いかということで、先般——先般といつ

の方針も示されましたから、この点に

てもだいぶ前になりますが、閣議にお

きました後には、官房長官が

会をつくりまして、これは官房長官が

主宰者になりましたし、各関係の諸君を

委員に選びまして、会を開くことに開

成案を得たいということで、ある程度

ひつ抜本的な解決をはかるうではな

いかということで、先般——先般といつ

の方針も示されましたから、この点に

てもだいぶ前になりますが、閣議にお

きました後には、官房長官が

会をつくりまして、これは官房長官が

主宰者になりましたし、各関係の諸君を

委員に選びまして、会を開くことに開

成案を得たいということで、ある程度

ひつ抜本的な解決をはかるうではな

いかということで、先般——先般といつ

の方針も示されましたから、この点に

てもだいぶ前になりますが、閣議にお

きました後には、官房長官が

会をつくりまして、これは官房長官が

主宰者になりましたし、各関係の諸君を

委員に選びまして、会を開くことに開

成案を得たいということで、ある程度

ひつ抜本的な解決をはかるうではな

いかということで、先般——先般といつ

の方針も示されましたから、この点に

てもだいぶ前になりますが、閣議にお

きました後には、官房長官が

会をつくりまして、これは官房長官が

主宰者になりましたし、各関係の諸君を

委員に選びまして、会を開くことに開

成案を得たいということで、ある程度

ひつ抜本的な解決をはかるうではな

いかということで、先般——先般といつ

の方針も示されましたから、この点に

てもだいぶ前になりますが、閣議にお

きました後には、官房長官が

会をつくりまして、これは官房長官が

主宰者になりましたし、各関係の諸君を

委員に選びまして、会を開くことに開

成案を得たいということで、ある程度

ひつ抜本的な解決をはかるうではな

いかということで、先般——先般といつ

の方針も示されましたから、この点に

てもだいぶ前になりますが、閣議にお

きました後には、官房長官が

会をつくりまして、これは官房長官が

主宰者になりましたし、各関係の諸君を

委員に選びまして、会を開くことに開

成案を得たいということで、ある程度

ひつ抜本的な解決をはかるうではな

いかということで、先般——先般といつ

の方針も示されましたから、この点に

てもだいぶ前になりますが、閣議にお

きました後には、官房長官が

会をつくりまして、これは官房長官が

主宰者になりましたし、各関係の諸君を

委員に選びまして、会を開くことに開

成案を得たいということで、ある程度

ひつ抜本的な解決をはかるうではな

いかということで、先般——先般といつ

の方針も示されましたから、この点に

てもだいぶ前になりますが、閣議にお

きました後には、官房長官が

会をつくりまして、これは官房長官が

主宰者になりましたし、各関係の諸君を

委員に選びまして、会を開くことに開

成案を得たいということで、ある程度

ひつ抜本的な解決をはかるうではな

いかということで、先般——先般といつ

の方針も示されましたから、この点に

てもだいぶ前になりますが、閣議にお

きました後には、官房長官が

会をつくりまして、これは官房長官が

主宰者になりましたし、各関係の諸君を

委員に選びまして、会を開くことに開

成案を得たいということで、ある程度

ひつ抜本的な解決をはかるうではな

いかということで、先般——先般といつ

の方針も示されましたから、この点に

てもだいぶ前になりますが、閣議にお

きました後には、官房長官が

会をつくりまして、これは官房長官が

主宰者になりましたし、各関係の諸君を

委員に選びまして、会を開くことに開

成案を得たいということで、ある程度

ひつ抜本的な解決をはかるうではな

いかということで、先般——先般といつ

の方針も示されましたから、この点に

てもだいぶ前になりますが、閣議にお

きました後には、官房長官が

会をつくりまして、これは官房長官が

主宰者になりましたし、各関係の諸君を

委員に選びまして、会を開くことに開

成案を得たいということで、ある程度

ひつ抜本的な解決をはかるうではな

いかということで、先般——先般といつ

の方針も示されましたから、この点に

てもだいぶ前になりますが、閣議にお

きました後には、官房長官が

こういうさか立ちの例が出てきた以上、黙っておれない。この点は、総務長官も政府委員の任命には関連があるのですが、どうですか、おかしいと思いませんか。長官を政府委員にしておいて、どうしてもぐあいが悪いときに次長が出るべきで、私は国会優先で考えてもらいたいと思いますが、いかがですか。

○徳安政府委員 先般の参議院の答弁を、実は私の方に正式に要求してきましたが、いかがですか。

○永山委員長 この点、また理事会で受田新吉君。

○受田委員 それでは質問を続けます。

私は、総理府設置法の一部改正案につきまして、逐条質問をさせていただきます。

まず、総理府の機関として、いろいろな機関があるわけです。今度の改正案を見ても、機関の問題にも触れていましたが、機関といふ名においては同じでございますが、法律上の取扱い抜粋いたしましては、実は別個に機関との相違はどこにあるのか、御答弁願います。

○高辻政府委員 法制上の問題でござりますので、私から説明をさせていただきます。

御指摘のように、日本学術会議は、総理府に置かれる機関といったしまして、附属機関と別に実は掲げられておりますが、御承知のように、国家行政組織法の第八条の機関であるということは変わりはないわけだと思います。それではなぜ特に附属機関と別にして機関という名称を付したかというが、御質疑の中心であろうかと思いますが、それにつきましては、同会議が法

本学術会議は、わが国の科学者の内外に対する代表機関として、科学の向上に貢献を図り、行政、産業及び国民生活に科学を反映浸透させるための機関と明記してある。そして「日

本学術会議は、わが国の科学者の内外に対する代表機関として、科学の向上に貢献を図り、行政、産業及び国民生活に科学を反映浸透させるための機関と明記してある。この文句は、日本

本学術会議は、

と相談をされた結論であるか、あなた個人の責任であるか、これをまず伺い関係者の意見を徵しまして、私の意見を固めて声明を出したわけであります。

○受田委員 総理府総務長官は日本学術会議を指揮監督する権限はないですね。日本学術会議に対して持つ権限というところは適當でないかもしれません。連絡調整の問題あるいは総理府の機関としての立場から、そういうものは、どういうものがあるのでしょうか。

学の総長の任免に関する特例法が出ておる。それにもやはり七つの大学の認証官を予定しているわけです。この国会を通じて、認証官がこのように九人も新たに誕生するような法律が出てきた動きというものは、認証制度に非常に大きな魅力があるという結論が、政府部内にほうはいとして流れた結果であるかどうかを御答弁願いたい。

○徳安政府委員 先回の委員会でも申し上げましたように、今回の認証問題に対しましては、いろいろと過去におきましても御議論があり、また現在においても検討はいたしておりますが、とりあえず、國務大臣をもつて任じ得る二つの職だけは認証官としてお願意したらどうかということで、本法案を出されたわけでございまして、魅力があるとかないとかいう問題はあるとの問題でございますが、これは先ほど申し上げましたように、今後官房長官のところで研究することになつておりますから、その結果に基づきまして、次の機会に御審議を願うという方針で、いま作業しておるところでございます。

○受田委員 これは社会黨の同志の諸君からも質問がたくさん出ておりますから、私重複をなるべく避けたいと思いますが、大事なところは重なるかも知れません。この認証制度といふものは、いにしえの制度の何に当たる制度でございますか。

○徳安政府委員 詳しいことは、私どもも法律的に解釈できぬけれども、大体昔の親任官程度の線が引いてあるのではないかと思います。

○受田委員 そうしますと、認証官とあって、いまは認証官という名前ではあります。

法律用語としてはない。したがって、認証をしていただくという天皇の國事

廢止するような法案を次の機会に出す

という考えはございません。

○高辻政府委員 ひとくちでいいますと、この國会あるいは次の機会に

事項の一つとして、これは非常にあり

がたくお受けさしていただく。あなたもその該当者でありますから、ちょっと

と問題があるかと思いますが、この制

度を広く他の行政部門の責任者たちに

も波及する方針か、あるいはこういう

制度は設けないほうがいいんだ、あな

が永久に認証官、そういうことです

か。あなたの方も今度の改正案も含めて

それをまたやめるというようなことは

考へない。だから、お二人だけは完全

につきりしたいと思ひます。

○受田委員 もう一つ、これは大事な

場合、次の機会あるいは次の機会に

ことだから、法律的論議をしておきま

す。高辻さん、この総理府の機関と内

閣の機関とは、ウエートがどちらに置

かれていますか。

○高辻政府委員 ひとくちでいりますと、この行政を

担当する部局でござりますので、ウ

エートはいすれが上、いずれが下とい

うことはないと思います。ただ、それ

は、認証官にしていただきたいとい

う考え方でございまして、その他の件に

つきましては、今後検討しようとい

うことはないと思ひます。

○受田委員 現段階におきまして

は、認証官にしていただきたいとい

う考え方でございまして、その他の件に

つきましては、今後検討しようとい

うことはないと思ひます。

○高辻政府委員 ひとくちでいりますと、この行政を

担当する部局でござりますので、ウ

エートはいすれが上、いずれが下とい

うことはないと思ひます。

○受田委員 ひとくちでいりますと、この行政を

担当する部局でござりますので、ウ

エートはいすれが上、いずれが下とい

うことはないと思ひます。

○高辻政府委員 ひとくちでいりますと、この行政を

担当する部局でござりますので、ウ

エートはいすれが上、いずれが下とい

うことはないと思ひます。

○受田委員 ひとくちでいりますと、この行政を

担当する部局でござりますので、ウ

エートはいすれが上、いずれが下とい

うことはないと思ひます。

○高辻政府委員 ひとくちでいりますと、この行政を

担当する部局でござりますので、ウ

エートはいすれが上、いずれが下とい

うことはないと思ひます。

○受田委員 ひとくちでいりますと、この行政を

担当する部局でござりますので、ウ

エートはいすれが上、いずれが下とい

うことはないと思ひます。

○高辻政府委員 ひとくちでいりますと、この行政を

担当する部局でござりますので、ウ

エートはいすれが上、いずれが下とい

うことはないと思ひます。

○受田委員 ひとくちでいりますと、この行政を

担当する部局でござりますので、ウ

エートはいすれが上、いずれが下とい

うことはないと思ひます。

○高辻政府委員 ひとくちでいりますと、この行政を

担当する部局でござりますので、ウ

エートはいすれが上、いずれが下とい

うことはないと思ひます。

○受田委員 ひとくちでいりますと、この行政を

担当する部局でござりますので、ウ

エートはいすれが上、いずれが下とい

うことはないと思ひます。

○高辻政府委員 ひとくちでいりますと、この行政を

担当する部局でござりますので、ウ

エートはいすれが上、いずれが下とい

うことはないと思ひます。

○受田委員 ひとくちでいりますと、この行政を

担当する部局でござりますので、ウ

エートはいすれが上、いずれが下とい

うことはないと思ひます。

○高辻政府委員 ひとくちでいりますと、この行政を

担当する部局でござりますので、ウ

エートはいすれが上、いずれが下とい

うことはないと思ひます。

○受田委員 ひとくちでいりますと、この行政を

担当する部局でござりますので、ウ

エートはいすれが上、いずれが下とい

うことはないと思ひます。

○高辻政府委員 ひとくちでいりますと、この行政を

担当する部局でござりますので、ウ

エートはいすれが上、いずれが下とい

うことはないと思ひます。

○受田委員 ひとくちでいりますと、この行政を

担当する部局でござりますので、ウ

エートはいすれが上、いずれが下とい

うことはないと思ひます。

○高辻政府委員 ひとくちでいりますと、この行政を

担当する部局でござりますので、ウ

エートはいすれが上、いずれが下とい

うことはないと思ひます。

○受田委員 ひとくちでいりますと、この行政を

担当する部局でござりますので、ウ

エートはいすれが上、いずれが下とい

うことはないと思ひます。

○高辻政府委員 ひとくちでいりますと、この行政を

担当する部局でござりますので、ウ

エートはいすれが上、いずれが下とい

うことはないと思ひます。

○受田委員 ひとくちでいりますと、この行政を

担当する部局でござりますので、ウ

エートはいすれが上、いずれが下とい

うことはないと思ひます。

○高辻政府委員 ひとくちでいりますと、この行政を

担当する部局でござりますので、ウ

エートはいすれが上、いずれが下とい

うことはないと思ひます。

○受田委員 ひとくちでいりますと、この行政を

担当する部局でござりますので、ウ

エートはいすれが上、いずれが下とい

うことはないと思ひます。

○高辻政府委員 ひとくちでいりますと、この行政を

担当する部局でござりますので、ウ

エートはいすれが上、いずれが下とい

うことはないと思ひます。

○受田委員 ひとくちでいりますと、この行政を

担当する部局でござりますので、ウ

エートはいすれが上、いずれが下とい

うことはないと思ひます。

○高辻政府委員 ひとくちでいりますと、この行政を

担当する部局でござりますので、ウ

エートはいすれが上、いずれが下とい

うことはないと思ひます。

○受田委員 ひとくちでいりますと、この行政を

担当する部局でござりますので、ウ

エートはいすれが上、いずれが下とい

うことはないと思ひます。

○高辻政府委員 ひとくちでいりますと、この行政を

担当する部局でござりますので、ウ

エートはいすれが上、いずれが下とい

うことはないと思ひます。

○受田委員 ひとくちでいりますと、この行政を

担当する部局でござりますので、ウ

エートはいすれが上、いずれが下とい

うことはないと思ひます。

○高辻政府委員 ひとくちでいりますと、この行政を

担当する部局でござりますので、ウ

エートはいすれが上、いずれが下とい

うことはないと思ひます。

○受田委員 ひとくちでいりますと、この行政を

担当する部局でござりますので、ウ

エートはいすれが上、いずれが下とい

うことはないと思ひます。

○高辻政府委員 ひとくちでいりますと、この行政を

担当する部局でござりますので、ウ

エートはいすれが上、いずれが下とい

うことはないと思ひます。

○受田委員 ひとくちでいりますと、この行政を

担当する部局でござりますので、ウ

エートはいすれが上、いずれが下とい

うことはないと思ひます。

○高辻政府委員 ひとくちでいりますと、この行政を

担当する部局でござりますので、ウ

エートはいすれが上、いずれが下とい

うことはないと思ひます。

○受田委員 ひとくちでいりますと、この行政を

担当する部局でござりますので、ウ

エートはいすれが上、いずれが下とい

うことはないと思ひます。

○高辻政府委員 ひとくちでいりますと、この行政を

担当する部局でござりますので、ウ

エートはいすれが上、いずれが下とい

うことはないと思ひます。

○受田委員 ひとくちでいりますと、この行政を

担当する部局でござりますので、ウ

エートはいすれが上、いずれが下とい

うことはないと思ひます。

○高辻政府委員 ひとくちでいりますと、この行政を

担当する部局でござりますので、ウ

エートはいすれが上、いずれが下とい

うことはないと思ひます。

○受田委員 ひとくちでいりますと、この行政を

担当する部局でござりますので、ウ

エートはいすれが上、いずれが下とい

うことはないと思ひます。

○高辻政府委員 ひとくちでいりますと、この行政を

担当する部局でござりますので、ウ

エートはいすれが上、いずれが下とい

うことはないと思ひます。

○受田委員 ひとくちでいりますと、この行政を

担当する部局でござりますので、ウ

エートはいすれが上、いずれが下とい

うことはないと思ひます。

○高辻政府委員 ひとくちでいりますと、この行政を

担当する部局でござりますので、ウ

エートはいすれが上、いずれが下とい

うことはないと思ひます。

○受田委員 ひとくちでいりますと、この行政を

担当する部局でござりますので、ウ

エートはいすれが上、いずれが下とい

うことはないと思ひます。

○高辻政府委員 ひとくちでいりますと、この行政を

担当する部局でござりますので、ウ

エートはいすれが上、いずれが下とい

うことはないと思ひます。

○受田委員 ひとくちでいりますと、この行政を

担当する部局でござりますので、ウ

エートはいすれが上、いずれが下とい

うことはないと思ひます。

○高辻政府委員 ひとくちでいりますと、この行政を

担当する部局でござりますので、ウ

エートはいすれが上、いずれが下とい

うことはないと思ひます。

○受田委員 ひとくちでいりますと、この行政を

担当する部局でござりますので、ウ

エートはいすれが上、いずれが下とい

うことはないと思ひます。

○高辻政府委員 ひとくちでいりますと、この行政を

担当する部局でござりますので、ウ

エートはいすれが上、いずれが下とい

うことはないと思ひます。</

「意見を述べること」とある条文に、項目を調査審議することと。」と書いてあるのでございますが、この文章をそのまま読んでいくと「これらの事項に関して」ということをよほどよく理解しないと、筋が通らない。むしろこのことは、資金運用審議会の目的であるところの「運用部資金若しくは簡易生命保険及郵便年金特別会計の積立金の運用に関する重要な事項について、大蔵大臣若しくは郵政大臣の諸間に応じ、又は資金運用部資金若しくは簡易生命保険及郵便年金特別会計の積立金の運用に関し、大蔵大臣若しくは郵政大臣に意見を述べること。」こういうふうに書いてあるのです。こういうふうにはっきり書けば非常によくわかるのですが、「これらのこと」として一括して並べていくことによって、これは「諮問に応じて」云々ということとあまり変わらないことになるんじやないかという危惧もあるわけです。だから、文章構成の上から、資金運用審議会の目的と大体調和をとって、諮問に応ずることと意見を述べることとをはっきりさせる必要はないか、かようにも思つのです。特に付属機関のいろいろな機関に対する目的的欄を見て、その目的的欄が二つにも三つにも形式をとっているといふことはまずい。これとよく似通つた、諸間に応ずることと意見を述べることと、すでに前例があるのですから、前例に応じた形にこれを書きかえるほうが、非常にはっきりしていいんじやないかと思うんですが、高辻さん、どう思いますか。

かし、ただいま御審議をおりますよう立言方法にあります。私も、私どもが見ますと、一
らないということにはならないかという気がいたします。これは法制局で審議をしま
いますので、一生懸命弁護します。う気持はございませんが、事項に関して」といえば、
前の「宇宙の利用及び宇宙に関する重要事項」であるござりますので、御指摘の
読みにくくことではございませんが、これで十分ではないかと思いますので、
ば、受田先生のおっしゃる所をそのままお受け思いますが、これで十分ではないかと思
つお許しを願いたいと思います。

○高辻政府委員 おっしゃっておられる、条文上の簡潔と明確にことをしるしていくべきであるうといふお説は、全くごもつともたと思うのであります、どうもただいま御提案申しておりますこういうような改正方法といいますか、こういうような機関の目的の書き方といふものは、実は今まで御審議をわざらわしましたいろいろな法律の付属機関等の目的にも多々あるわけでございまして、そういうわけで、今までの例と――またこれとすべて同じ例ばかりではございません。ほかの御引用になりました例もあると思います。こういうような書き方も、実はすでに御審議をわざらわしたものにもございますので、今まであります例をとつて書いたわけでございます。しかし、一般的な問題といたしましては、将来、仰せになります要点はとくと胸に含めて考えてまいりたいと存ります。

○芥川政府委員 最近発生したことはございません。と申しますのは、ただいま宇宙開発審議会に対しましては、わが国のるべき宇宙の重点開発目標とそれを達成する具体的手段いかんという諸問を出ししまして、現在慎重に審議中でございます。しかし、御承知のとおり、世界におきまする宇宙の開発の進歩は非常に早いものでござります。そこで何らか諸問の範囲を越えました予想外の重要な問題があるのではないかということ、今回の改正をお願いしたわけでございます。

なお、これに準ると考えます例としては、たとえば宇宙の開発は、御承知のとおり一国で開発することはできませんで、特定の一国と、宇宙平和開発のために、特に国際協力をするというような問題が出てきた場合には、今後も改正の精神に沿いまして、宇宙審議会で自発的に意見を言つていたらしく機会が出るのではないか、そう考える次第でございます。

述べるといふことであれば、どういうものが予想されるかくらいのことはいま考えておかなければいかぬです。先般のアメリカの人工衛星の打ち上げの成功に対して、これを電波でつかんだ機関は科学技術庁の機関ですか、どうですか。

○芥川政府委員 科学技術庁の機関はこれを直接つかんでおりません。また、科学技術庁は、御承知のとおり、総合行政をやつておりますので、そういう実施機関をただいまは持ち合わせておらぬのであります。

○愛田委員 はなはだたよりない機関であつて、そういうことになるならば、もう少し科学技術庁そのものが機構上に何か持ちたい、そうして、この人工衛星を把握した郵政省の電波研究所のような――これは実際は郵政省が仕事をやっておるのですが、そういう機関に対しても科学技術庁としてどういう権限を持つか、総合調整をどういふところでやるかというような機構上のことで、まず科学技術庁としては相当考えなければならない問題がひそんでおると思うのです。科学技術の総本山である科学技術庁としては、こういう意見を述べるとかいうことで間に合わせることでなくして、もっと詰間に応じ、答申に対する具体策などを用意して、いち早くこれを施策の上に実現させるというふうに御努力される必要はないですか。

○芥川政府委員 郵政省に対しましては云々という特定のものではございませんが、各省と宇宙開発につきましては、合同推進会議というのを持ちましては、ただいまの問題その他を調整しながら、これを推進しております。それと同

時に、三十八年度から科学技術庁設置法を改正いたしまして、科学技術庁も宇宙の利用の推進をみずからやるといふように変えていた。そこでとりあえず、航空技術研究所を航空宇宙技術研究所と改正いたしまして、そして宇宙の開発に一步を踏み出したところでございます。

○受田委員 科学技術庁のお仕事は、大体テンポがおそすぎて、国際競争に勝てない危険があると思うのです。だからこのような改正で、意見を述べることができるくらいのことでは、もう間に合わないようなところにきてるわけです。この宇宙開発の国際競争に勝つ根本施策にもっと真剣に取組んでもらいたい。

もう一度、おしゃれに、文部省をねら
れますか——文部省で質問を終わりに
しますが、文部省が、今までた總理府設

○小林政府委員　国立大学総長の任
　　国立大学の総長を認証官に七名も用意
　　している。これはどういうところから
　　そういう結論になつたのですか。

免、給与等の特例に関する法律案といふもので御審議をお願い申し上げておりますが、これは御承知のように、国立大学そのものが、現在人材養成の上

から申しましても、また学問研究の点から申しましても、非常に大きな仕事をしております。この国立大学の学長の国家的なあるいは社会的な地位を高からしめるということと、待遇改善をはかるということをいろいろ検討いたしまして、その結果、方法はいろいろあるかも存じませんけれども、現在さしあたって最も適切な方法として措置し得るものとして、国立大学の学

長のうち、七大学の学長だけを認証官にしました。この法案の目的は、ただいま申し述べたように、国家的・社会的な地位を高く評価して、その待遇改善をはかりたい。もちろん、これはひいては将来、大学全体の教職員あるいは教育者全体の地位を高からしめることができます。が、さしあたっては、七大学の学長を認証官にする形によってその目的を達成したいというふうに考えております。

○受田委員 認証官にする制度を特例として設けられたわけですが、それが七大学に限ること、並びにこれらの学長、総長は一般職でそのままにしておくわけですね。一般職でそのままにして認証官になる職種が、ほかに一つ、二つあるはずですが、何がありますか。

○小林政府委員 現在一般職のままで認証官にされておるものとしては、検察関係の検事総長、次長検事、検事長があるよう承っております。

○受田委員 ところが、ここに問題があるのは、一般職のままで俸給をこの十六万にするとか、こういうことにしてある制度は、ほかにはないのであります。ちゃんとみな法律で、それぞれの給与法にきちっとあるのです。ところが、こういうかつてなことをされるものだから、一般職の俸給体계というものは完全にくずれてしまつておるのであります。これはどういうことであります。こういうことをされたのですか。

○小林政府委員 一般職のままで認証官にいたします場合に、その給与をどう

の程度のものに格づけしたらいかといふことにつきましては、私もいろいろ検討いたしました結果、十八万と十六万、これは大体受田先生御承知のように、一つは國務大臣のクラスでござります。それから他の一つは検事総長のクラスに格づけをしたわけでござります。その格づけについてはいろいろ御意見も出ると思いますが、私ども、大学の総長の職責から見て妥当で

あるというふうに考えたわけです。

管に属すべき性質のものが又委員会に出でるようなものです。そういう形であるから、私は特にこれを指摘し

ておる。本委員会の権威において私は質問しておるわけです。われわれの委員会が担当しておる一般職の俸給表の

問題には全然触れないで、文教委員会でかってに給与をきめてしまふようなおそれがあるわけで、これは文部行

政の中に、非常にセクト的な、鬼の留
守に何とかやらというようなかつこう
で、法案をこそそそと待つて、こうと

いう傾向が従来あるのです。一般職の職員の給与に関する法律が、当委員会

○小林政府委員 先ほど申しましたよ
の所管の法律がきちんとある。その法
律をなぜ改正されないのでですか。

うに、東京、京都の総長については、國務大臣並みの十八万、その他の国立大学総長については、検査官、人事官

と同様な十六万というふうにしたわけ
でございます。もちろん、ただいま受

田先生の御指摘もございましたように、一般職のままでござりますから、他の国立大学の学長につきましては、当然、その給与につきましても、一般職の職員の給与に関する法律が適用さ

れるわけでございます。これの改正と一緒にでいいけるのではないかという御指摘も、私もごともだとは思ひます。しかし、從来、この国立大学の教員の待遇改善というものにつきましては、いろいろと文部省も努力し、また大学の教官の方からも非常に強い要望もあったわけでございますが、その実施につきましては、いろいろ努力したにもかかわらず、なかなかこの実施ができなかつたわけでございまして、一つの権道かも存じませんが、こういう形のものを出させていただきまして、これを機会に教育関係者、ことに大学の教職員の定期的な給与の改善をはかりたい、かように考えたわけでござります。

につきましては、文部省ばかりではなく、内閣全体の問題といたしまして、実は人事院とも御相談をいたしました。人事院も積極的にこれを是とすることはないかもしれませんけれども、こういう改定もやむを得ないと、いう御承認も一応いただいておるわけでございます。もちろん、ただいま受川先生が御指摘のように、そういう一般職の教職員の給与に関する法律の俸給表の改定でいくのが正道かも存じませんが、私どもとしても、こういう方法

○受田委員 それはまた別な日にあら
もあるということでお願いをいたして
おるわけであります。

たまですが、文部省は認証官にかこつけて、大学の認証官をこそこそとつくって、そうして奉給体系を全くめ

ちやくちやにするような体系をつくっている。これは当委員会に出た總理府設置法の改正の認証官とつながりがある。

る問題ですよ。文部行政というものは、まっすぐの道を歩まなくちゃいかぬです。文部省は直進主義であると思いま

文部省は格差を歩んでおると思います。権道を歩んではいかぬ。この委員会に持ち込むと法案が通らぬとい

うので、こそこそやるという御発言があつたのですが、そういう人が人づくりの本部におられるということはいか

ぬです。

○永山委員長 これにて質疑は終了いたります。質問を次回に譲るということにして、私の質問を終わります。

○永山委員長 本案に対し藤原節夫君より修正案が提出されております。

総理府設置法等の一部を改正する法律案に対する修正案
総理府設置法等の一部を改正する法律案の一部を次のように修正する
附則を次のように改める。

附 則

この法律中第一条から第三条まで
の規定は公布の日から、第四条の規定は昭和三十九年一月一日から施行する。ただし、第一条中総理府設置法第二十三条及び附則第五項の改正規定は、昭和三十八年四月一日から適用する。

○永山委員長 この際、提出者より修正案の趣旨の説明を求めます。藤原節夫君。
○藤原(節)委員 議題となりましたる総理府設置法等の一部を改正する法律案に対する修正案の趣旨を御説明いたします。

案文はお手元に配付いたしましたので、朗読は省略させていただきまして、要旨を申し上げますと、原案中一部の改正規定は昭和三十八年四月一日から施行することになつております。が、すでに期日を経過しておりますので、これを公布の日に改め、総理府本府の定員に関する改正規定につきましては、本年四月一日に適用することにいたしたいという趣旨でございます。何とぞ御賛成をお願いいたします。

〔参考〕

大蔵省設置法の一部を改正する法律案(内閣提出第四三号)に関する報告書

総理府設置法等の一部を改正する法律案について採決いたします。
まず、本案に対する藤原節夫君提出の修正案について採決いたします。
これに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○永山委員長 起立総員。よって、本修正案は可決いたしました。

次に、ただいまの修正部分を除いて原案について採決いたします。

これに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○永山委員長 起立総員。よって、本修正案を除いては、原案のとおり可決いたしました。

これにて総理府設置法等の一部を改正する法律案は修正議決すべきものと決しました。

○永山委員長 なお、ただいま議決いたしました二法案に関する委員会報告書の作成等につきましては、委員長に御一任を願いたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

○永山委員長 御異議なしと認めます。よつて、そのように決しました。
次会は、来たる二十三日十時理事会、十時半委員会を開会することとし、本日はこれにて散会いたします。

午後二時三分散会

総理府設置法等の一部を改正する法律案(内閣提出第九六号)に関する報告書
〔別冊附録に掲載〕

